

* 百華苑訪問看護ステーション

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）

指定訪問看護のサービスは、利用料金の9割（通常の場合）が介護保険から給付されます。

<サービス利用料金（1回あたりの自己負担額）>

所要時間20分未満の場合	…	316円
*ただし、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。		
所要時間30分未満の場合	…	472円
所要時間30分以上1時間未満の場合	…	830円
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	…	1,138円

※前回の訪問からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合は、それぞれの所用時間を合算した時間となります。ただし緊急時の訪問看護は除きます。

※准看護師がサービスを提供した場合は、所定負担額の9割の額となります。

※1人のご利用者に対し、複数の看護師等が訪問看護を実施した場合には次の区分に応じ1回の訪問に付き所定の金額に加算します。

イ	所要時間30分未満の場合	254円
ロ	所要時間30分以上の場合	402円

※特別な管理を必要とする利用者に対して上記の所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回の訪問につき、300円をご負担いただきます。

<体制加算額について>

当事業所は、従事者の資質向上の為の研修を計画・実施し、ご利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達、技術指導を目的とした会議を定期的実施しております。また、従事者の3割以上が実務経験3年以上の経験者である等サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしているため1回の訪問に付き上記の金額に加え6円をご負担いただきます。

<個別加算額について>

- (1) 過去2ヶ月間において、当事業所より訪問看護を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合には当該月に300円をご負担いただきます。
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中（もしくは入所中）のご利用者に対して退院時共同指導（ご利用者やご家族に対し病院等の主治医等と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供すること）を行った後に、初回の訪問看護を提供した場合には、当該月に600円をご負担いただきます。
- (3) 当事業所は、ご利用者又はそのご家族に対し24時間連絡体制にあります。ご利用者の同意を得た上で、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、1月につき540円をご負担いただきます。
- (4) 特別な管理を必要とするご利用者（在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の方）に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき500円をご負担いただきます。
- (5) 特別な管理を必要とするご利用者（在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡等の状態の方）に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき250円をご負担いただきます。
- (6) 在宅で死亡したご利用者に対し、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、死亡月に2,000円をご負担いただきます。
- (7) 訪問介護事業所の訪問介護員に対し、たんの吸引等に係わる計画書や報告書の作成、緊急時等の対応について助言を行い、当該訪問介護員等と同行し、ご利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合には、当該月に250円を

ご負担いただきます。

※利用料金の詳細については、居宅介護支援事業所が作成したサービス利用表別表をご覧ください。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※お客様が保険料の滞納等により市町村から給付制限を課せられた際、償還払いになる場合や自己負担率の変動することがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

項目	内容	利用料金
複写物の交付	ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。	1枚につき： 10円
吸引器の貸与	吸引器の必要な方は、当事業所の所有する吸引器を借りることができます。	1日につき：100円
死後の処置料	全身清拭、化粧、外観を整えるなど	5,000円
その他必要物品	治療やその他処遇に必要な物品は、実費をご負担いただきます。	実費

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。